

砂利採取法における申請に対する処分についての審査基準

第1 砂利採取業者の登録

1 登録申請に必要な書類及び記載事項

(1) 登録申請書

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 事務所の名称及び所在地並びにその事務所に置く砂利採取業務主任者（以下「業務主任者」という。）の氏名

ウ 法人にあっては、その業務を行う役員の氏名

(2) 誓約書

個人又は法人及び法人の業務を行う各役員が次に掲げる登録拒否の要件に該当しないことを誓約する書面

ア 砂利採取法（以下「法」という。）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

イ 法第12条第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

ウ 法第3条の登録を受けた者（以下「砂利採取業者」という。）であって法人であるものが法第12条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその砂利採取業者の業務を行う役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

オ 法人であって、その業務を行う役員のうちに上記4項目の一つに該当する者があるもの

カ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(3) 業務主任者の合格証の写し

(4) 業務主任者の誓約書

業務主任者が次に掲げる登録拒否の要件に該当しないことを誓約する書面

ア 法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

イ 法第12条第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

ウ 砂利採取業者であって法人であるものが法第12条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその砂利採取業者の業務を行う役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの

エ 暴力団員等

(5) 業務主任者の住民票

(6) 業務主任者の雇用を証する書面

業務主任者が従業員である場合には、雇用していることを証明することができる書面。官公署その他これに準ずる団体が発行している証明書等（社会保険の被保険

者証の写し・雇用保険の決定通知書の写し・源泉徴収票等）。

(7) 法人にあっては、その法人の登記事項証明書

(8) 申請者（申請者が法人である場合には、その法人の業務を行う役員）及び事務所に置く業務主任者の生年月日を証する書面

2 登録申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、登録を拒否する。

第2 業務主任者の認定

業務主任者試験に合格した者と同等以上の知識及び技能を有すると愛知県知事が認定した場合になされるものである。

第3 砂利採取計画の認可

1 認可申請に必要な書類と記載事項

(1) 砂利採取計画認可申請書

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 登録の年月日及び登録番号

ウ 砂利採取場の区域

①所在地（地番まで表示すること。）、実測面積を記載すること。

②区域内の各筆につき、地番、地目、台帳面積、所有者等の氏名、権利の種類を表示すること。

エ 採取する砂利の種類及び数量並びにその採取の期間

①採取をする砂、砂利又は玉石の種類ごとの数量（立方メートル単位）を記載すること。

②全体の掘削又は切土の総量（立方メートル単位）を記載すること。

③上記①及び②に係る土量計算書を添付すること。

④期間は「愛知県砂利採取計画認可期間を定める要領」の定めるところによる。

オ 砂利の採取の方法及び砂利の採取のための設備その他の施設に関する事項

①機械掘り又は手掘りの別を記載すること。

②採取の工程ごとに砂利の採取に係る設備その他の施設の種類、能力及び数を記載すること。

下記項目について具体的に記載すること。

- ・採取に使用する機械
- ・水洗（破碎）選別施設等
- ・汚濁水処理施設
- ・採取場内での運搬機械等

③掘削又は切土をする土地の面積及び深さ等を記載すること。

下記図面等を添付すること。

- ①「現況図」、「採取計画平面図」、「防災計画平面図」等表示の目的にあわせた図面
- ②採掘の規格を表示した図面
- ③水洗設備のフロー図
- ④採取場の全景、切羽、水洗選別施設及び汚濁水処理施設等の写真
- ⑤工程表

カ 砂利の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項

掘削（切土を含む。以下同じ。）工程にあつては、除去した土等の処理方法、掘削時の土砂崩れの防止の方法及び廃土石の処理方法等について、洗浄工程にあつては、汚濁水の処理方法、排出水の排出基準を遵守するための方法及びヘドロの処理方法等についてそれぞれ記載するとともに土地の掘削の跡地の埋め戻しその他の処理の方法を記載すること。

また、下記事項について具体的に記載すること。

- ・騒音
- ・粉じん
- ・運搬及び製品搬出に際して行う措置

下記の書類を添付すること。

- ①調整池、沈砂地、排水路の構造を示す図面
- ②構造物を設置するときには、その詳細図及び安定計算書
- ③調整池、沈砂地等の容量の決定に関する水理計算書
- ④申請区域の全体計画を示す図面及び緑化に関する計画を記載した図面

キ 採取をした砂利の水切りの方法及び設備その他の施設に関する事項

水切りの方法（自然抜水又は強制抜水の別）を記載し、自然抜水の場合は水切りの時間及び堆積する高さについて、強制抜水の場合はその設備及び水の処理について記載すること。

- (2) 砂利採取場の位置を示す縮尺 5 万分の 1 の地図
- (3) 砂利採取場及びその周辺の状況を示す見取図
 - ア 砂利採取場内における掘削又は切土の場所、除去した表土及び廃土の堆積場所、汚濁水処理施設の設置場所等の状況を示すこと。
 - イ 砂利採取場周辺の道路、学校、人家、農地、農業用施設等の隣接物件の存在状況の概略を示し、採取場の区域界から周囲 300 メートルの範囲を記入すること。
- (4) 掘削又は切土に係る土地の実測平面図
- (5) 掘削又は切土に係る土地の実測縦断面図及び実測横断面図に当該土地の計画地盤面を記載したもの
- (6) 砂利採取業の登録を受けていることを示す書面
- (7) 砂利採取場を管理する事務所の名称及び所在地、当該事務所の業務主任者の氏名並びに当該業務主任者が当該砂利採取場において認可採取計画に従って砂利の採取が行われるよう監督するための計画を記載した書面
 - ア 監督計画には上記のほか下記の事項について記載すること。
 - ①事務所の電話番号

- ②業務主任者の住所、合格証番号、1日の標準監督時間
- ③採取場の操業時間、従業員の配置、災害防止のための業務内容

イ 次の書面を添付すること。

- ①業務主任者の合格証の写し

(8) 砂利採取場で砂利の採取を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面

ア 自己の土地であるときは、当該土地の登記事項証明書（原本と同一であることが認められれば写しでも可とする）

イ 他人の土地であるときは、当該土地の登記事項証明書（原本と同一であることが認められれば写しでも可とする）、契約書又は同意書の写し、国有の土地を含むときは占用の許可書等の写し

ウ 公図の写し（土地整理図）

(9) 砂利の採取に係る行為に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面

ア 砂防法、森林法、自然公園法、都市計画法、農地法等が適用される場合は、その許可書又は許可申請書の写し

イ 水洗選別施設につき、騒音規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等が適用される場合は、その届出書又は受理書の写し

(10) 砂利採取場において土地の掘削又は切土に係る跡地の埋め戻しを行う場合にあっては、埋め戻しのための土砂等が確保されていること又は確保される見込みが十分であることを示す次の書面及び当該土砂等を当該砂利採取場に運搬する経路を記載した書面

ア 自己の土地において埋め戻しのための土砂等を確保するときは、その旨を記載した書面

イ 他人の土地において埋め戻しのための土砂等を確保するときは、当該土地において土砂等を採取する旨を内容とする土地所有者と申請者との間の契約書の写し又は土砂等を採取することについての土地所有者の同意書

ウ 他から埋め戻しのための土砂等を購入するときは、その購入契約書の写し

(11) 砂利採取場からの砂利の搬出の方法及び当該砂利採取場から国道又は県道にいたるまでの砂利の搬出の経路を記載した書面

ア 申請者自身が砂利を搬出する場合以外に、申請者から砂利を購入する者又は運送事業者が砂利を搬出する場合にも記載しなければならない。

製品の搬出について、下記の事項を記載すること。

- ①砂利を搬出する主体（申請者、砂利購入者又は運送事業者の別）
- ②1日の平均的な搬出量
- ③搬出延べ回数
- ④使用するダンプ・トラック等の積載量
- ⑤搬出に際して行う措置（進入路の整備、荷こぼれ防止等）

イ 国道又は県道に至るまでに私人（土地改良区等を含む。）の管理する道路を通行

する場合には、下記書面を添付すること。

①当該道路を通行する権原を有することを証する書面等

(12) その他参考となる事項を記載した図面又は書面

2 認可の基準

認可申請があつた場合において、当該申請に係る採取計画に基づいて行う砂利の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、認可はできない。

第4 砂利採取計画の変更認可

1 変更認可申請に必要な書類と記載事項

(1) 変更認可申請書

(2) 新規申請の場合に必要とされる書面又は図面のうち、採取計画の変更により記載内容の変更を必要とするものを添付すること。

2 認可の基準

変更認可申請があつた場合において、当該申請に係る採取計画に基づいて行う砂利の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、認可はできない。

3 軽微な変更

法第20条第1項ただし書の軽微な変更は次のいずれかに該当する場合とし、計画を変更しようとする場合は、あらかじめ軽微な変更届書を提出すること。なお、軽微な変更届書には、認可された申請書等に添付した図面又は書面のうち記載内容の変更となったものを添付しなければならない。

(1) 砂利採取業務主任者を変更するとき。

(2) その他の軽微な変更と認められる計画の変更。